

## 柳川市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、柳川市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、バナー広告（市ホームページに表示される広告画像で広告主の指定するホームページへリンク（市ホームページの画面上から他のホームページへつながり、当該他のホームページを画面上に展開できることをいう。以下同じ。）するものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載基準)

第3条 市ホームページに掲載できる広告及びリンク先ホームページは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 選挙関係及び政党・政治団体の広告、宗教関係の広告並びに意見又は個人の宣伝に関する広告
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 閲覧者が市の情報であると誤解しやすい内容を含むもの
- (7) その他市長が市ホームページに掲載することが適当でないとするもの

(広告掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、市ホームページで、市長が指定する位置及び掲載数とする。

(広告画像の規格)

第5条 広告画像の規格は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める内容とする。

- (1) ファイルの形式 GIF又はJPEG形式
  - (2) 大きさ 縦40ピクセル×横148ピクセル以内
  - (3) 情報量 5キロバイト以内
  - (4) 性質 WEBアクセシビリティ（日本工業規格として制定された高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。）に準拠した静止画像であって文字色及び背景色を容易に識別することができ、かつ、文字、絵、図柄等の解像度が高く鮮明であるもの
- 2 広告画像は、次に掲げるものを含んではならない。
- (1) 閲覧者が市の作成したホームページの内容の一部であると誤解するおそれの

あるもの

(2) 閲覧者が広告主の指定するホームページへリンクすることを意図しないまま当該ホームページへリンクしてしまうおそれのある文字、記号、絵、図柄等

(3) アニメーション、フラッシュ等点滅するもの又は反転表示若しくは画像の切り替えがあるもの

(4) その他市長が広告画像として不適切と認めるもの

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、継続的に複数月にわたる掲載も可能とする。

2 前項の広告掲載期間中に、市の電子計算組織等の保守点検、修理等により市ホームページの公開を一時停止することがあった場合においても、当該停止期間は、同項の掲載期間に含まれるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告主は、市ホームページに広告を掲載しようとするときは、柳川市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、第3条及び第5条の規定に照らしてその内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、市長は、当該広告主に柳川市税の滞納があるときは、これらの条の規定にかかわらず、広告掲載を承諾しないことができる。ただし、当該滞納税額が完納された場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の決定の際、必要があると認めるときは、当該広告主に対し、申込内容の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

4 市長は、前2項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に通知するものとする。

5 広告主は、広告を掲載した後において、広告内容の大幅な追加、変更等を行おうとするときは、市長に柳川市ホームページ広告掲載変更申出書（様式第2号）を提出し、承諾を得なければならない。

(広告掲載の料金)

第8条 広告掲載の料金は、次の各号に掲げる広告主の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市ホームページの一部を広告業者に広告枠として売却した場合は、この限りでない。

(1) 市内に事業所がある業者 1枠につき月額5,000円

(2) 前号に該当する者以外のもの 1枠につき月額1万円

2 前項の規定にかかわらず、一の掲載申込みに係る期間が6月以上にわたるときは、同項の規定により算定した料金に10分の9を乗じて得た額をその料金とする。ただし、その申込期間が複数年度にわたる場合は、この限りでない。

3 広告掲載の料金は、市長が定める期日までに納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告掲載ができない場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主がこの告示の規定に違反するなど、市ホームページの管理運営上支障があると認めるときは、当該掲載を取り消すことができる。

(審査機関)

第12条 広告内容等、広告の掲載について疑義が生じた場合に、これを審査するため、審査機関（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、「広報やながわ」広告掲載審査会（柳川市「広報やながわ」の有料広告掲載取扱要綱（平成18年柳川市告示第73号。次項において「要綱」という。）第9条に規定する審査会をいう。）をもって、これに充てる。

3 審査会の会議、所掌事務及び庶務については、要綱第9条第3項から第5項までの規定を準用する。

(広告の優先順位)

第13条 広告掲載の申込みが集中したときは、次に掲げる順位で掲載する。ただし、競争入札等を行った場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体、公社、公団及び一般社団法人又は一般財団法人の広告

(2) 公共的性格を有する法人その他の団体で市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前2号に該当しないもので市内に事業所等を有するものの広告

(4) 前3号に該当しないものの広告

(広告枠の売却による掲載)

第14条 市ホームページへの広告の掲載は、第1条から前条までに定めるところにより広告主が市長に直接申込みを行い、市長がこれを承諾する方法によるほか、市ホームページの一部を広告取扱業者に広告枠として売却し、当該広告取扱業者が広告主から依頼を受けた広告をこれに掲載する方法により行うものとする。

2 前項に規定する方法により広告の掲載を行う場合においては、当該広告取扱業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の掲載位置及び掲載数は、前項の規定による売買契約において市長が指定する位置及び掲載数とする。

(2) 広告主から広告掲載の申込みを受け付け、又は広告掲載後の広告内容の大幅な追加、変更等の申出を受け付けた場合においては、柳川市ホームページ広告掲載申込書又は柳川市ホームページ広告掲載変更申出書と同様の内容を記載した書類の提出をもって市長に広告の掲載を依頼し、この告示の規定に基づく審査を受けるものとする。

(3) 前号に規定する書類の提出と併せて、広告主に柳川市税の滞納がないことを誓約する旨並びに広告主に係る柳川市税の納付状況に係る情報を柳川市の職員が関係部署から取得すること及び広告掲載の判断根拠を示すために必要な限りにおいて当該広告取扱業者に提供することに同意する旨を当該広告主が記載した書類を提出するものとする。この場合において、当該書類の内容は、柳川市ホームページ広告掲載申込書に含まれる誓約書兼同意書と同一のものでなければならない。

(4) 広告枠を売却した後においても、広告掲載の取消しについては、第11条の規定に基づき市長がこれを行う。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

柳川市ホームページ広告掲載申込書

柳川市長 様

広告主 住所（所在地）  
氏名（名称） ⑩  
代表者名  
（担当者名）  
電話番号  
FAX番号  
電子メールアドレス

柳川市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりバナー広告の掲載を申し込みます。

記

- 1 広告の内容（掲載する画像の案及び代替情報を記入してください。）
- 2 バナー広告のリンク先アドレス
- 3 広告の掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 広告主に関する概要
- 5 柳川市内における事務所又は事業所の所在地  
（申込者の住所が市外にあり、事業所等が柳川市内にある場合）

※ この様式において、広告の内容として記入する「代替情報」とは、何らかの理由により広告の画像を見ることができない場合において、閲覧者へ画像の代わりに提供する文字、音声等情報をいいます。

誓約書兼同意書

私（広告主）は、現在、柳川市税に滞納がないことを誓約します。

なお、このことを確認するため、柳川市の職員が私（広告主）の柳川市税の納付状況に係る情報を関係部署から取得することに同意します。また、私（広告主）が広告の掲載について広告取扱業者へ申込みをしたときは、広告掲載の判断根拠を示すために必要な限りにおいて、当該業者へ私（広告主）の柳川市税の納付状況に係る情報を提供することに同意します。

広告主 氏名 ⑩

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

柳川市ホームページ広告掲載変更申出書

柳川市長 様

広告主 住 所（所在地）

氏 名（名称）

⑩

代 表 者 名

（担当者名）

柳川市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条第5項の規定により、下記のとおり柳川市ホームページに掲載されているバナー広告の変更について申し出ます。

記

1 変更を希望する時期 年 月 日から

2 連絡担当者

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電子メールアドレス

3 変更の内容